

公契約条例施行後の状況について

1. 労働条件チェックシート

適正な労働条件の確保のため、予定価格が500万円以上の工事請負契約、工事に伴う設計及び調査等の業務委託、警備や清掃の業務委託契約について、労働条件の報告を求めます。

(1) 対象となる案件

予 定 価 格	工 事 請 負			業 務 委 託		合 計
	一 般	指 名	随 契	指 名	随 契	
500 万円未満	-	278	34	33	8	353
500 万円～2,500 万円	1	213	16	39	6	275
2,500 万円～3,500 万円	28	-	-	-	-	28
3,500 万円～5,000 万円	10	-	1	1	-	12
5,000 万円～1 億円	9	-	1	2	-	12
1 億円～2 億円	2	-	1	1	-	4
2 億円以上	4	-	-	-	-	4
総 計	54	491	53	76	14	688

(2) 提出状況

	計
予定価格が500万円以上の工事請負契約	267
一般競争入札	54
指名競争入札	213
予定価格が500万円以上の次に掲げる業務委託契約	43
建設工事に係る業務委託	41
清掃業務委託	0
警備業務委託	2
合 計	310

(3) チェックシートの確認内容

	はい	いいえ	対象外	合計
1 労働条件				
① 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容である。	310	0	0	310
② 法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）は整備されている。	310	0	0	310
③ 36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	292	18	0	310
④ 36協定を含め労使協定の締結・運用は適正である。	307	3	0	310
⑤ （常時10人以上の労働者を使用する場合）就業規則を労働基準監督署に届け出ている。	240	1	69	310
2 賃金				
⑥ 賃金台帳等から適正な計算、支払いが行なわれている。	310	0	0	310
⑦ 時間外・休日等の割増賃金を適正に支払われている。	310	0	0	310
⑧ 賃金について、通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われている。	310	0	0	310
3 安全衛生				
⑨ 毎年定期健康診断を実施している。	307	3	0	310
⑩ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適切である。	310	0	0	310
⑪ 社会保険、労働保険への加入状況、手続の時期等は適正である。	310	0	0	310
4 下請負者への指導等				
⑫ 本契約に係る業務の下請者がある場合、当該下請者に労働者の適正な労働条件の確保について指導等を行なう。	290	0	20	310

5 労働者賃金単価 【岐阜県の最低賃金 時間給 776円 (H28年9月までは754円)】					
職種	該当案件	最低労働賃金単価 (日額平均)	職種	該当案件	最低労働賃金単価 (日額平均)
01 特殊作業員	110	22,051	27 普通船員	-	-
02 普通作業員	193	16,511	28 潜水士	-	-
03 軽作業員	67	11,673	29 潜水連絡員	-	-
04 造園工	2	12,800	30 潜水送気員	-	-
05 法面工	4	18,700	31 山林砂防工	-	-
06 とび工	29	20,458	32 軌道工	-	-
07 石工	11	24,581	33 型わく工	36	22,433
08 ブロック工	22	23,000	34 大工	9	19,500
09 電工	39	20,121	35 左官	36	19,905
10 鉄筋工	28	20,978	36 配管工	76	15,280
11 鉄骨工	5	20,020	37 はつり工	25	20,428
12 塗装工	22	18,313	38 防水工	19	18,739
13 溶接工	14	23,821	39 板金工	2	15,000
14 運転手(特殊)	54	20,540	40 タイル工	6	20,383
15 運転手(一般)	69	17,076	41 サッシ工	3	23,000
16 潜かん工	-	-	42 屋根ふき工	1	12,000
17 潜かん世話役	-	-	43 内装工	7	19,142
18 さく岩工	-	-	44 ガラス工	2	22,750
19 トンネル特殊工	1	30,000	45 建具工	5	18,200
20 トンネル作業員	-	-	46 ダクト工	3	18,933
21 トンネル世話役	1	32,000	47 保温工	4	21,350
22 橋りょう特殊工	3	26,800	48 建築ブロック工	-	-
23 橋りょう塗装工	3	24,627	49 設備機械工	14	25,100
24 橋りょう世話役	4	26,495	50 交通誘導員A	31	12,570
25 土木一般世話役	112	20,643	51 交通誘導員B	110	11,502
26 高級船員	-	-	見習い及び軽作業等を行う者	7	10,885

【業務委託にかかる最低労働賃金単価】

該当案件	43	技師(C)、設計補助、2級建築士、設計担当者、事務職、技術員、コンサルタント技術者、CAD技術者、土木設計、地質調査、建設コンサルタント、土木計画、上下水道設計、製図補助パート、普通作業員、警備員
最低労働賃金単価 (時間平均)	1,335円	

